

玄海町産業立地促進条例施行規則

平成20年12月18日規則第19号

改正 平成24年7月3日規則第15号

令和元年7月2日規則第11号

令和5年11月28日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、玄海町産業立地促進条例（平成20年玄海町条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業の開始 事業者が事業所の用として、土地の利用を開始又は既に事業を継続していることをいい、事業の開始の日とは、条例第5条に規定する事業者から提出される指定企業事業開始届出書に記載されている事業開始日をいう。
- (2) 敷地面積 工場等の用に供される土地の全面積をいう。
- (3) 建築面積 工場等敷地面積における建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる工作物をいう。）の建築面積の全面積をいう。
- (4) 新規雇用 奨励措置等を受けた者が、事業所の事業開始の日において、常時使用する従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項の被保険者に限る。）として雇用することをいう。
- (5) 投下固定資産総額 設置する事業所に対して課される固定資産税の算定基礎となる評価額の合計額をいう。

(奨励措置の内容)

第3条 条例第4条第2項に規定する奨励措置の内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 企業立地奨励金 指定企業が事業所の用に供するため取得した土地、家屋及び償却資産に賦課される固定資産税に相当する額を、事業開始後最初に課税される年度から起算して5年間交付することができる。
 - (2) 雇用促進奨励金 指定企業が事業所において、新規雇用した者のうち次条で定める要件に該当する者の数に、50万円を乗じて得た額(限度額は1,000万円)を1回交付することができる。
 - (3) 事業所立地奨励金 指定企業が事業所の用に供するため取得した土地、家屋及び償却資産(以下「固定資産」という。)の額に2分の1を乗じて得た額(限度額は5,000万円)を1回交付することができる。ただし、本奨励金以外の補助金等を活用している場合は、その補助金等の額について上記で算出した額から除く。
 - (4) 操業支援奨励金 指定企業が事業用に支払った光熱費の一部に2分の1を乗じて得た額(限度額は1会計年度あたり3,500万円)を3年間交付することができる。ただし、本奨励金以外の補助金等を活用している場合は、その補助金等の金額について、本奨励金の対象経費から除く。
- 2 前項に規定する奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(奨励措置の要件)

第4条 前条に規定する奨励措置の要件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 企業立地奨励金

ア 事業所の事業開始に伴う投下固定資産総額が2,000万円以上であること。

イ 新設又は増設した事業所の事業開始に伴う投下固定資産総額が2,000万円以上であること。

(2) 雇用促進奨励金 指定企業の指定を受けた事業者が事業所において事業を開始する日以前から町内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住民基本台帳に記録されている者を、事業開始の日から

1年以上継続して雇用していること。

(3) 事業所立地奨励金

ア 事業所の事業開始に伴う取得した固定資産に係る費用の総額が2,000万円以上であること。

イ 新設又は増設した事業所の事業開始に伴う取得した固定資産に係る費用の総額が2,000万円以上であること。

(指定要件の内容)

第5条 条例第5条に規定する指定の要件は同条に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当する事業者であることとする。

(1) 事業開始に伴い、開始する日以前から町内に居住し、住民基本台帳法の規定による住民基本台帳に記録されている者の3人以上の新規雇用があること。

(2) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち、別表第1に定める業種に属する事業を主たる事業として営む者であること。

(指定申請)

第6条 条例第6条の規定による申請は、奨励措置等指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 法人登記事項証明書

(2) 定款又はこれに準ずるもの

(3) 土地売買契約書又は土地賃貸借契約書の写し

(4) 建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し

(5) 事業所の位置図及び配置図

(6) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条第1項に規定する労働者名簿

(7) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる書類を省略させるこ

とができる。

(指定書の交付)

第7条 町長は、条例第6条第2項の規定により奨励措置等の指定を行ったときは、奨励措置等指定書(様式第2号)を申請事業者に交付するものとする。

(事業開始の届出)

第8条 条例第6条第3項の規定による届出は、指定企業事業開始届出書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 建物登記事項証明書

(2) 事業所の平面図

(3) 投下固定資産明細書

2 町長は、必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる書類を省略することができる。

(交付申請)

第9条 条例第7条第1項の規定による申請は、奨励金交付申請書(様式第4号)により行うものとする。

2 前項に規定する申請書の申請期間及び当該申請書に添付する書類は、別表第2のとおりとする。

(交付決定の通知)

第10条 町長は、条例第7条第2項の規定により奨励金の交付を行うときは、奨励金交付決定通知書(様式第5号)を事業者に交付するものとする。

(奨励金の請求)

第11条 事業者は、前条に規定する通知書の交付を受けたときは、遅滞なく奨励金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求があったときは、遅滞なく当該請求に係る奨励金を事業者に交付するものとする。

(内容変更等の届出)

第12条 条例第8条第1号の規定による届出は、奨励措置等指定申請内容変更

届出書（様式第7号）により、同条第2号の規定による届出は、事業休止・廃止届出書（様式第8号）により行うものとする。

- 2 第3条第1項の規定による奨励金に変更があった場合は、奨励金変更届出書（様式第9号）により行うものとする。

（地位の承継）

第13条 条例第9条の規定により指定企業の事業を承継した事業者は、奨励措置等指定承継申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、町長に届出なければならない。

- (1) 承継の事実を証する書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による届出を承認したときは、奨励措置等指定承継承認通知書（様式第11号）を事業者に交付するものとする。

（指定の取消し）

第14条 町長は、条例第10条の規定により奨励措置等の指定を取り消すときは、奨励措置等指定取消通知書（様式第12号）を当該指定企業に通知するものとする。

（奨励金の返還等）

第15条 町長は、条例第10条の規定により、奨励金の交付決定を取り消すときは、奨励金交付決定取消通知書（様式第13号）を、奨励金の返還を命ずるときは奨励金返還命令書（様式第14号）を当該指定企業に通知することができる。

- 2 町長は、条例第8条第1項の規定による奨励金変更届出書が提出されたときは、奨励金を追加、又は返還させることができる。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月3日規則第15号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和元年7月2日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年11月28日規則第26号）

（施行日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、玄海町産業立地促進条例第6条第2項の規定により奨励措置の指定を受けた事業者については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

大分類	中分類	小分類
農業		
漁業		
建設業		
製造業		
電気・ガス・熱供給・水道業	(1)電気業 (2)ガス業 (3)熱供給業	
情報通信業	(1)通信業 (2)情報サービス業 (3)インターネット付随サービス業 (4)映像・音声・文字情報制作業	
	(1)放送業	(1)民間放送業 (2)有線放送業

運輸業、郵便業	(1) 鉄道業 (2) 道路旅客運送業 (3) 道路貨物運送業 (4) 水運業 (5) 航空運輸業 (6) 倉庫業 (7) 運輸に附帯するサービス業	
卸売業、小売業		
金融業、保険業	(1) 銀行業 (2) 協同組織金融業 (3) 金融商品取引業、商品先物取引業 (4) 補助的金融業等 (5) 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	
不動産業、物品賃貸業		
学術研究、専門・技術サービス業		
宿泊業、飲食サービス業		
生活関連サービス業、娯楽業	(1) 洗濯・理容・美容・浴場業 (2) その他の生活関連サービス業	
	(1) 娯楽業	(1) 映画館 (2) 興行場、興行団 (3) スポーツ施設提

		供業 (4) 公園、遊園地 (5) その他の娯楽業
教育、学習支援業	(1) その他の教育、学習支援業	
医療、福祉		
複合サービス事業	(1) 協同組合（他に分類されないもの）	
サービス業（他に分類されないもの）	(1) 廃棄物処理業 (2) 自動車整備業 (3) 機械等修理業 (4) 職業紹介・労働者派遣業 (5) その他の事業サービス業 (6) その他のサービス業	
備考		
(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する産業を除く。		
(2) 宗教活動又は政治活動を目的とする産業を除く。		
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められる者が関与していると認められる産業を除く。		

別表第2（第6条関係）

奨励金の種類	申請期間	添付書類
企業立地奨励金	各年度における固定資産税の最終納期限日から3月以内の期間	(1) 各年度における固定資産税の納税証明書 (2) 新規雇用した者の雇用保険被

		<p>保険者証の写し</p> <p>(3) その他町長が必要と認める書類</p>
雇用促進奨励金	事業開始の日から起算して1年を経過した日から3月以内の期間	<p>(1) 新規雇用した者の住民票の写し</p> <p>(2) 新規雇用した者の雇用保険被保険者証の写し</p> <p>(3) その他町長が必要と認める書類</p>
事業所立地奨励金	事業開始の日から起算して3月以内の期間	<p>(1) 新規雇用した者の住民票の写し</p> <p>(2) 新規雇用した者の雇用保険被保険証の写し</p> <p>(3) 固定資産取得額の領収書の写し</p> <p>(4) その他町長が必要と認める書類</p>
操業支援奨励金	各年度9月1日から9月30日まで又は3月1日から3月31日まで	<p>(1) 新規雇用した者の住民票の写し</p> <p>(2) 新規雇用した者の雇用保険被保険者証の写し</p> <p>(3) 電気料金の領収書の写し</p> <p>(4) その他町長が必要と認める書類</p>